七　賭金の回収及び勝金の支払

７の八の規定は、レットイットライドに係る賭金の回収及び勝金の支払について準用する。この場合において、同八のロ中「アンティに対応する区画並びに第３ストリート、第４ストリート及び第５ストリートに係る区画に置かれた」とあるのは「一組のものである１番目の区画、２番目の区画及び３番目の区画のうち、勝敗の決定の時点において置かれている」と、同ロの⑴中「500」とあるのは「1,000」と、同ロの⑵中「100」とあるのは「200」と、同ロの⑶中「40」とあるのは「50」と、同ロの⑷中「10」とあるのは「11」と、同ロの⑸中「６」とあるのは「８」と、同ロの⑹中「４」とあるのは「５」と、同ロの⑼中「Ｊ」とあるのは「10、Ｊ」と読み替えるものとする。

八　不適切な事象に対する措置

６の十（イの⑸、⑻、⑽及び⑿を除く。）の規定は、レットイットライドに係る不適切な事象に対する措置について準用する。この場合において、同十のイ中「第三の６」とあるのは「第三の８」と、同イの⑴中「アンティに対応する」とあるのは「一組のものとする３個の」と、同イの⑶中「顧客若しくはディーラー」とあるのは「顧客」と、同イの⑺中「四のイに規定する行為」とあるのは「８四のイに規定する選択」と、「が配布された」とあるのは「の１枚以上のトランプが表向きになった」と、同イの⑼中「五のイに規定する行為を行った」とあるのは「８四のイに規定する選択を行った」と、「六において準用する五のイに規定する行為」とあるのは「８の五において準用する８四のイに規定する選択」と、「が５枚配布された」とあるのは「の全てのトランプが表向きになった」と、同イの⑾中「フォールド又は六において準用する五のイに規定する行為」とあるのは「８の五において準用する８四のイに規定する選択」と、同イの⑬中「四イの⑵又は五イの⑵（六において準用する場合を含む。）」とあるのは「８二のロ」と、同十のロ中「おいて」とあるのは「おいて、同ロの⑴中「アンティに対応する」とあるのは「一組のものとする３個の」と」と、「６四イの⑵又は６五イの⑵（６の六において準用する場合を含む。）」とあるのは「８二のロ」と、「６四イの⑴、６八のイ又は６九のニ」とあるのは「８の七において準用する７八のイ」と、「６の八又は６九のハ若しくはホ」とあるのは「８の七において準用する７の八」と読み替えるものとする。

九　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用する場合

４の八の規定は、レットイットライドに係るディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用する場合について準用する。この場合において、同八中「第三の４」とあるのは「第三の８」と、「七イの⑴、⑵及び⑻並びにロ」とあるのは「８の八において準用する６十イの⑴、⑵及び⒀並びにロにおいて読み替えて準用する４七のロ」と、「九」とあるのは「８の十」と、同八のイ中「一」とあるのは「８の一」と、同八のロ中「二のイ、ロ及びニ、三並びに五のイ」とあるのは「８二のイ、ロ及びニ並びに８の三において準用する７の三」と、「宣言又は発表」とあるのは「宣言」と、「宣言し、又は発表する」とあるのは「宣言する」と、「二のニ」とあるのは「８二のニ」と、同八のハ中「二のロ、四のロ及び六」とあるのは「８二のロ、８四のイ（８の五において準用する場合を含む。）及び８の七において準用する７八のロ」と、「又は投入された」とあるのは「又は減少された」と、同八のニ中「四のイ及び六のイ」とあるのは「８四のイ（８の五において準用する場合を含む。）及び８の七において準用する７八のイ」と、「回収及び」とあるのは「回収及び返還並びに」と読み替えるものとする。

十　電子テーブルゲームシステム等を使用する場合

４の九の規定は、レットイットライドに係る電子テーブルゲームシステム等を使用する場合について準用する。この場合において、同九中「二ハの⑴及び⑵に掲げる」とあるのは「８二のハに規定する」と、「それら」とあるのは「それ」と、「第三の４」とあるのは「第三の８」と、「七及び八」とあるのは「８の八において準用する６の十（イの⑸、⑻、⑽及び⑿を除く。）及び８の九において準用する４の八」と、同九のイ中「八のイ」とあるのは「８の九において準用する４八のイ」と、同九のロ中「二から六まで」とあるのは「８の二、８の三において準用する７の三、８の四（８の五において読み替えて準用する場合を含む。）並びに８の六」と、同九のハ中「三、四及び五のイ」とあるのは「８の四（８の五において読み替えて準用する場合を含む。）及び８六のイ」と、「八」とあるのは「８の九において準用する４八」と読み替えるものとする。

十一　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等に係る不適切な事象に対する措置

４の十の規定は、レットイットライドに係るディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等に係る不適切な事象に対する措置について準用する。この場合において、同十のイ中「八又は九」とあるのは「８の九又は８の十」と、「第三の４」とあるのは「第三の８」と、同イのただし書中「五のイの規定によりディーラー手札が表向きにされた」とあるのは「８六のイの処理が終了した」と読み替えるものとする。

9　オマハポーカーの方法は、第三の１から３までに定めるところによるほか、次に定めるとおりとする。

一　レイアウト

レイアウトは、賭けに対応する区画（以下この９において単に「区画」という。）の表示が、業務方法書に記載されたレイアウトの図面に従って表示されたものとする。

二　賭けの受付

イ　賭けの受付は、ディーラーがラウンドを開始する旨を宣言することによって始まる。

ロ　ディーラーがラウンドを開始する旨を宣言したときにテーブルに着席している顧客が２人以上いる場合、当該顧客のうちの１人はレイアウト上の区画に賭金を置き、当該顧客の左隣の顧客は当該賭金の２倍に相当する額の賭金（以下この９において「ビッグブラインド」という。）を置くものとする。この場合において、ビッグブラインドが置かれたときにテーブルに着席している顧客は、当該ラウンドにおける賭けに参加するものとする。

ハ　ロの規定にかかわらず、カジノ事業者は、賭けに参加するために賭金を置くこととすることができる。この場合において、顧客は、レイアウト上の区画に賭金を置くことで、賭けに参加することができる。

三　顧客の第一の選択

イ　ビッグブラインドが置かれた後、ディーラーは、賭けに参加している顧客に対して、それぞれ４枚のトランプを裏面を上面として配布し、顧客は、自身に配布されたトランプの表面を確認する。

ロ　選択権保有者（賭けに参加している顧客であって、それまでに⑶に規定するフォールド又は七のイに規定するオールイン（以下この三及び四において単に「オールイン」という。）を行った顧客以外の顧客をいう。以下この９において同じ。）は、ビッグブラインドを置いた顧客の左隣の顧客から時計回りに、次に掲げる行為のいずれかを選択して行う。ただし、ビッグブラインドを置いた選択権保有者は、自身の順番までの間に⑵に掲げる行為を行う顧客がいなかった場合、次に掲げる行為を行わないことを選択することができる。

⑴　それまでに１人の顧客がレイアウト上の区画に置いた賭金の累積額のうち最大のものとそれまでに自身が置いた賭金の累積額の差額を、レイアウト上の区画に置くこと（以下この９において「コール」という。）。

⑵　それまでに１人の顧客がレイアウト上の区画に置いた賭金の累積額のうち最大のものとそれまでに自身が置いた賭金の累積額の差額よりも大きな額の賭金を、レイアウト上の区画に置くこと（以下この９において「レイズ」という。）。

⑶　配布された４枚のトランプ（以下この９において「手札」という。）をレイアウト上の区画に裏面を上面として置くこと（以下この９において「フォールド」という。）。

ハ　ロに定める顧客の選択は、全ての選択権保有者がレイアウト上の区画に置いた賭金の累積額が同額となるまでの間、繰り返し行うものとする。ただし、次の⑴又は⑵に掲げる場合にあっては、ディーラーは、直ちにニに定める処理を行うとともに、それぞれ次の⑴又は⑵に定める処理を行うものとする。

⑴　それまでにフォールドを行った顧客以外の顧客が１人となった場合　勝敗の決定を行う。